

# 緑豊かな地域環境の形成に関する条例

令和6年4月1日から、緑地面積の算定等について次のとおり取り扱います。

## ① 樹木の緑地面積の取扱い

樹木の緑地面積は、成木時の樹冠の投影面積としますが、成木時に樹高が概ね3m以上となる中高木については、下表に示す「みなし樹冠」の面積を採用できることとします

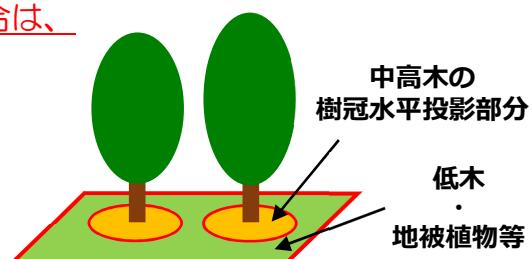
植栽時の樹木の高さ	成木時のみなし樹冠面積
1m以上2.5m未満	3.8m <sup>2</sup>
2.5m以上4m未満	8.0m <sup>2</sup>
4m以上	13.8m <sup>2</sup>

※ 中高木については、植栽時の樹高に応じて、右欄の数値を成木時の樹冠の投影面積として採用することができます（一定形状に剪定される樹木（生垣等）は除く）。

## ② 緑地が重なる部分の面積の取扱い

地被植物等の緑地と中高木の投影部分が重複する場合は、重複部分を控除せずに緑地面積を算定できます

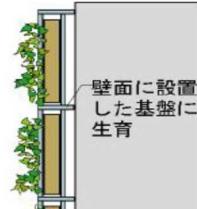
$$\text{緑地面積} = \text{長方形} + \text{楕円} + \text{楕円}$$



注：中高木の樹冠が重複する場合や低木と地被植物が重複する場合は、当該重複部分は控除して算定してください。

## ③ 壁面緑化の取扱い

やむを得ない理由により敷地緑化が困難な場合は、植栽基盤を壁面に直接設置して緑化する（基盤造成型）場合に限り、壁面緑化部分を緑地面積として算入できます



## 周辺緑地帯の取扱い

さとの区域や田園の区域などでは、原則として、開発区域の境界に沿って一定の幅員以上の緑地帯（「周辺緑地帯」）の確保を求めています（丹波地域は除く）が、

- 周辺からみて景観上支障がない（緑地帯の設置が有効でない）と判断される場合

例：山林に接している境界付近 等

- 景観上有効な他の措置が講じられる場合

例：一定本数の中高木が建築物の前面や周囲に植栽される 等

は、これによらないこともできます。

開発区域周辺の土地利用状況や、予定建築物の配置・規模等を踏まえた上で、周りからの見え方を考慮し、中高木を積極的に植栽するなど、効果的な緑化に努めていただきますようお願いします。

